

◎新潟県告示第80号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、同条第11項ただし書の規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和8年2月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 日時

令和8年2月17日（火）午後1時00分から

2 場所

安田公民館 3階 大会議室

阿賀野市保田1756番地1

3 意見の聴取の事由

下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

4 建築計画の概要

(1) 申請者の住所及び名称

愛知県江南市般若町南山281番地

真丸特殊紙業株式会社 代表取締役社長 笹野 周作

(2) 申請地

阿賀野市かがやき6306-18、6306-19、6306-21、6306-25

(3) 主要用途

工場

(4) 工事種別

増築

(5) 構造・規模

鉄骨造ほか 地上2階（うち、増築部分 鉄筋コンクリート造 地上1階）

建築面積 7,860.51平方メートル（うち、増築部分 38.88平方メートル）

延べ面積 9,152.61平方メートル（うち、増築部分 38.88平方メートル）